アンケート集計

イベント名　：　宅建業協会台東支部家族信託セミナー
実施日時　　：　2017年２月９日（木）
有効回答数　：　50

①「家族信託」「民事信託」について、以前からご存知でしたか？

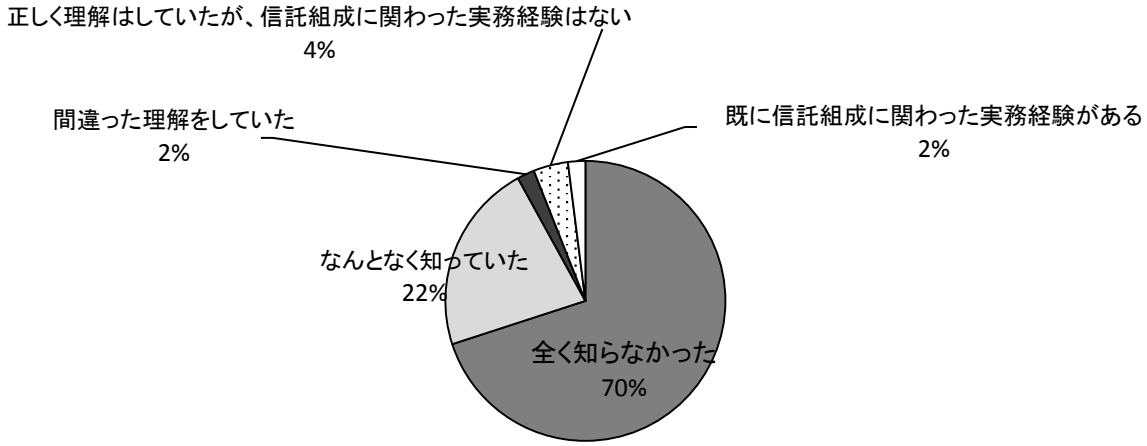

②お客様との会話の中で「家族信託」の話題が出たことがありますか？

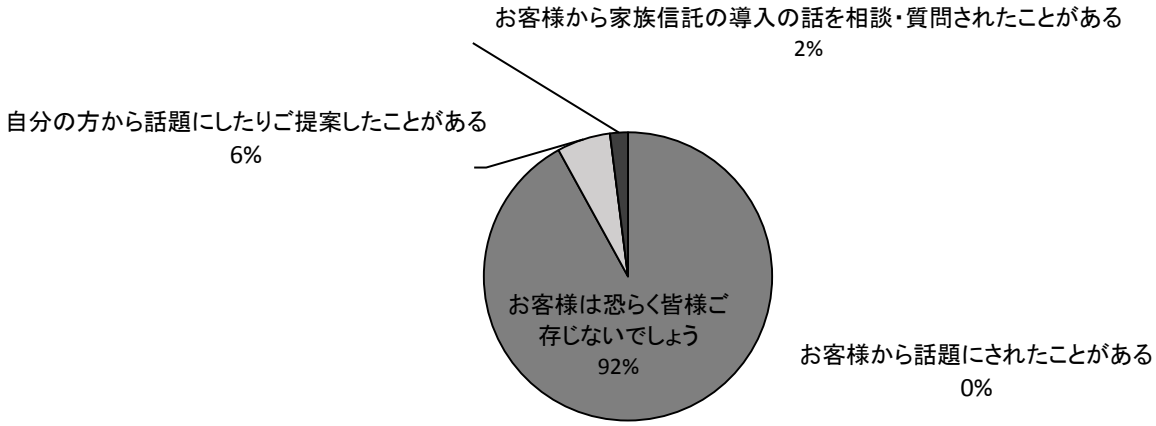

③本日のセミナーを聞いていかがでしたでしょうか？

【理解度】

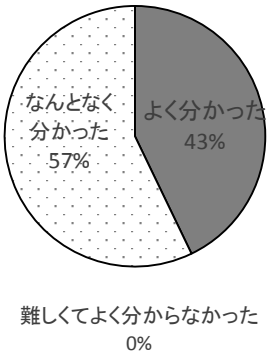

【参考度】

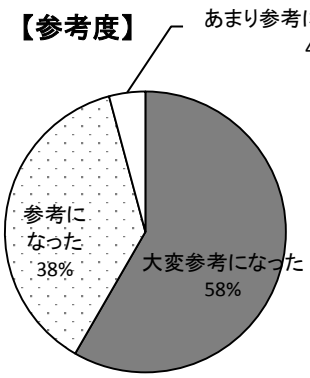

【仕事へのお役立ち度】

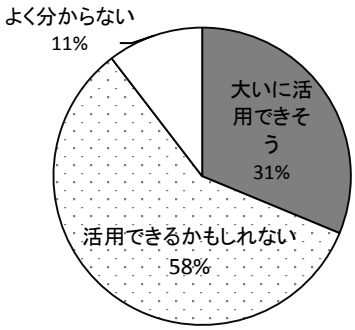

④本日のセミナーに関するご意見・ご感想やご質問

・中小企業のオーナーやドクター（クリニックオーナー）などのせかいにおいても
活用できるような気がする。とても役立つ内容でした。

・相続の先行協議でしょうか？

・業務はもとより、自身の将来に大いに役立つ制度であることを理解できました。
福祉の世界にかかわっている人間として、親なき障がい者の事例にはとても感動しました。

・委託者に数人の相続人予定者がいる場合、その１人を受託者とする事に他の子が納得せず、
その信託契約が結ばれた後に異議の申立てが出来るのか？
仲の悪い子達（兄弟姉妹）の時には、どの様な問題が出て来るのか？など、
考え方と対策を聞きたい。

・受託者が不適であった時は、契約を解除し、他の受託者にするべきなのか？
その手続は可能である場合も考えられるので、安心できない事もあるのではないか？

・家族信託契約自体は、受託者と委託者のみの合意のみで可能なのか？
それとも、例えば、他の法定相続人の同意が必要なのか、わからなかった。

・勉強になりました。もっと普及すると良いと思いました。

・本日参加し、大変勉強させて頂きました。ありがとうございます。
わかりやすい説明、具体的例を入り、短く感じました。今後も勉強していきたいと思いました。

・大変勉強になりました。何かの役に立てたいと考えます。本日はありがとうございます。

・話はよくわかりました。時間が少し長すぎたようにも思います。

・大変ためになった研修会でした。ありがとうございました。

・これから研究したいと思った。

・課題を何回かに分けて行えば、よく理解ができると思います。

・先生の説明はわかりやすかったです。ありがとうございました。

・大変参考になりました。何世代もの承継が可能であることが素晴らしい。勉強してみたいです。

・大変参考になりました。もう一度本を読ませていただきます。

・会場がうす暗く、セミナーをするには不向きな会場だと思う。

・受託者が法人の場合とか、民法上委任は問題ないとしても、双方代理の禁止（民108）との
抵触等、問題がないのかなども知りたいなあと思いました。非常にためになる講義でした。
仕事もさることながら、まず自分に生かしたいと存じます。

・参考になりました。障がい者施設運営の社会福祉法人の理事を兼務していますので、
今後、勉強してみたいと思いました。

・家族皆で、デリケートな話をきちんと向き合って出来るように導くところが始まりという、
先生の話は腑に落ちました。有難うございました。

・これからどんどん広まる民事信託についての勉強会で大変勉強になりました。